

令和 8 年 9 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案
(議会議案)

目 次

番号	議案番号	件 名	ページ
1	議会議案第 5 号	モビリティ産業を通じた地域経済活性化 魅力ある地域づくりに向けた自動車関係 諸税等に関する意見書	1

議会議案第 5 号

モビリティ産業を通じた地域経済活性化 魅力ある地域づくり
に向けた自動車関係諸税等に関する意見書

上記議案を太田市議会会議規則（平成 1 7 年太田市議会規則第 1
号）第 1 4 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 9 月 2 9 日提出

提出者	太田市議会議員	矢	部	伸	幸
賛成者	同	若	林	卓	実
	同	山	水	めぐみ	
	同	岩	瀬		僚
	同	尾	内	謙	一
	同	高	橋	え	み
	同	松	浦	武	志

モビリティ産業を通じた地域経済活性化 魅力ある地域づくり
に向けた自動車関係諸税等に関する意見書

国内の需要喚起による消費や関連産業の活性化と、電動車や自動運
転などの新たな分野への国内投資促進策を通じた技術革新と雇用創出
によって、産業の持続的な維持・発展を進めていくことが地域経済に
とって重要となると考える。

そのような中、昨年末の税制改正大綱にていわゆるガソリン税、軽
油引取税の当分の間税率の廃止、環境性能割の廃止など、5 0 年以上
も続いていた税制が大きく動いた。他方で、自動車重量税の当分の間
税率は依然として見直されておらず維持されている。加えて、普及段
階にある電動車への重量課税といった新たな案については、令和 9 年

度の税制改正大綱で結論を得るとされており、抜本改革の実現に向けて引き続き取り組んで参る。

このような中、現行税制の負担の軽減（減税）と簡素化を強く要望しつつ、自動車ユーザーに更なる負担を求めるいわゆる税負担の付替えや、電動車普及促進を阻害しかねない EV・FCV に対する重量に応じた課税などの増税論議に意思表示をしていくことも重要と考える。

各地方自治体においてデジタル化や CASE/MaaS の推進に取り組み、より暮らしやすい（人口流入）・働きやすい（雇用創出）まちへと発展していくためにも、自動車関係諸税の地方税部分が減税される際には、国税からの譲与を伴うことを前提とする等、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減策を求める。併せて、車体課税・燃料課税を今後必要となる税目に充てる特定財源化することで、地域の独自性のもと魅力ある地域づくりに取り組める税制を求める。

また、米国をはじめとする各国の通商政策や中東情勢を含む国際情勢の不安定化により、自動車産業は、海外主要市場における価格競争力の低下や国内生産への影響など、厳しい環境に直面している。こうした外的要因に左右されない経済構造を検討していただく上で、税制改正以外の要望項目も併せて求める。

記

- 1 車体課税を見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
 - (1) 自動車重量税に係る「当分の間税率」の廃止
 - (2) 自動車重量税および自動車税・軽自動車税（四輪車・二輪車等）の保有時の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずること。
 - (3) 複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量および環境性能に応じた保有時の税の公平・中立・簡素な税負担」のいち早い実現を行うこと。

- (4) 電動車普及促進の足かせとなる電気自動車・燃料電池自動車への保有段階での新たな課税（車両重量に応じた課税方式など）方式の導入をしないこと。
- 2 燃料課税を見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
 - (1) 複雑な燃料課税を簡素化すること。
 - (2) タックス・オン・タックスを解消すること。
- 3 電動車に対する利用段階における新たな課税を検討しないこと。
 - (1) 既存の重量税との重複による実質的な二重課税となることから、利用時における電気自動車・プラグインハイブリッド車への車両重量に応じた課税を導入しないこと。
 - (2) 電動車普及の足かせおよび車を必需品とする生活者ほど重税となる走行距離に応じた課税等は導入しないこと。
 - (3) インフラの維持管理、機能強化の必要性等の財源確保については、幅広い負担先の検討および議論から進めること。
 - (4) 新たな税目提案をする場合は、使途の明確化とセットで行うこと。
- 4 車体課税および燃料課税どちらにおいても、過重で不条理な税は廃止とし、税の付け替え等を行なわないこと。
- 5 地方税収に影響を及ぼさない税体系とする（自動車関係諸税の国税部分について、地方への負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す。）こと。
- 6 税目に対する使途を明確化すること。
 - (1) 車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進特定財源化とすること。
 - (2) 燃料課税は、カーボンニュートラル促進特定財源化とすること。
- 7 自動車の使用に係るユーザー負担を軽減すること。
 - (1) 高速道路の利用料金を引き下げる（償還期間や金利の実態に合わせて料金体系を見直す。）こと。

(2) 自動車保険(任意保険)を所得控除対象化し、ユーザー負担軽減を図ること。

8 次世代エネルギー車の普及促進に向けた環境整備を図ること。

(1) 乗用車・商用車の購入にかかる負担軽減のため十分な予算を確保すること。

(2) 補助額上乘せ、充電・充填ステーションの増強に向けた施策を図ること。

9 サプライチェーン全体の競争力強化に向けた成長投資・事業転換支援を図ること。

(1) 電動化、脱炭素対応、先進安全技術、デジタル化等の分野における研究開発、実証、設備投資に対する戦略的かつ継続的な支援を図ること。

(2) 中堅・中小企業が参画しやすい共同研究や試作・評価段階を含めた支援の拡充を図ること。

(3) 新事業に限らず、既存製品の生産性向上や高度化を目的とした投資にも活用可能とする柔軟な制度設計とすること。

(4) ミカタプロジェクトをはじめとした伴走型支援に加え、税制優遇や補助金等の拡充、ならびに各種施策の申請・審査手続きの簡素化を含めた要件整理・緩和による利用しやすさの向上を図ること。

以上、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年９月２９日

太田市議会議長 渡辺 謙一郎

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財 務 大 臣

国土交通大臣

宛て

経済産業大臣

総 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

国 税 庁 長 官